

令和5年度  
定期監査報告書

河合町監査委員

「監査結果報告」

第 1	監査の期間	1
第 2	監査の対象及び実施日	1
第 3	監査の実施場所	1
第 4	監査の範囲	1
第 5	監査の実施内容	1 - 3
第 6	監査の方法	3
第 7	監査の結果及び意見	3 - 16
	総括意見	17

第1 監査の期間

監査の期間令和5年10月16日から同年10月27日まで

第2 監査の対象及び実施日

20課(室)について、次のとおり監査の対象とする日を定めて実施

部局名	所属課	月日
福祉部	住民福祉課	10月16日 午後
	福祉政策課	
	豆山の郷	10月17日 午後
	子育て支援課	
教育委員会	総務課	10月19日 午前
	生涯学習課	
企画部	政策調整課	10月20日 午前 午前 午後
	安心安全推進課	
	広報広聴課	
環境部	環境対策課	10月23日 午前
	環境整備課	
ファシリティマネジメント推進室		10月23日 午前
まちづくり推進部	まちづくり推進課	10月24日 午前 午前 午後 午後
	地域活性課	
	住宅課	
	上下水道課	
総務部	税務課	10月27日 午前 午前 午後 午後
	総務課	
	管財課	
	財政課	

第3 監査の実施場所

河合町役場3階第3会議室

第4 監査の範囲

議会事務局除く20課(室)

第5 監査の主な実施内容

1. 歳入

- 1) 個別外部監査指摘町民税及び上下水道滞納改善取り組み  
「強制徴収公債権等に係る不納欠損処理事務」について、個別外部監査から指摘された、滞納整理に関する問題及び課題改善に取り組んでいるかについて監査を実施した。
  - (1) 町民税滞納整理
  - (2) 上下水道料金滞納整理
- 2) 固定資産税
  - (1) 地籍調査済み土地課税
  - (2) 償却資産課税
- 3) 住宅使用料・・・住宅使用料滞納整理

## 2. 歳出

### 1) 人件費

人件費は、令和4年度一般会計決算において1,592,227千円と一般会計合計7,379,706千円の21.6%を占めている。性質別経費の中では1番目に多い費用であり、義務的経費として主要な経費となっている。

行政ニーズが複雑かつ高度化、多様化している中であって、町民のために良質で効率的行政サービスを提供できる人事制度は、行政システムの根幹であり、人件費に関する事務の執行について、合規性、経済性、有効性、効率性の観点から検証することは重要である。

以上のことから、人件費の状況について監査を実施した。

### 2) 委託料、補助金及び負担金

委託料、補助金、負担金の必要性、経済性及び合規性について監査を実施した。

- (1) 委託料
- (2) 補助金
- (3) 負担金

### 3) 上下水道課・・・下水道事業収支改善

平成27年使用料見直し以後実質的赤字経営となっている。使用料の見直しについて説明を求めた。

## 3. その他

### 1) 水道事業・・・配水池整地原状回復

水道事業広域化による西大和配水池タンク解体に伴う、本町所有地原状回復に関する監査を実施した。

### 2) 総務部

- (1) 財政課・・・事業計画、財務及び資金管理

- (2) 管財課・・・契約、土地管理活用
- 3) 財政健全化計画、人材育成教育
  - (1) 財政健全化計画実施状況確認
    - 令和3年「河合町の行財政改革に関する提言」他複数回立案されている財政健全化計画の実効性及び取組について説明を求めた。
  - (2) 人材育成教育の現況
    - 令和4年4月起案「河合町人材育成基本方針」について、その必要性について出席者に意見を求めた。
- 4) その他監査委員からの意見
  - (1) 町民情報共有化とその活用
  - (2) ボランティア活動拡充

## 第6 監査の方法

担当課に対し、監査委員作成予備調査書類及び監査に係る資料の提出を求め事前調査を行う。本監査では、予備調査資料により担当課に対しヒアリングを実施した。

## 第7 監査の結果及び意見

### 1. 歳入

#### 1) 個別外部監査指摘町民税及び上下水道料金滞納改善取り組み

監査の実施にあたっては、個別外部監査による指摘事項に沿った取り組みがなされているかを主眼に、具体的には次の事項を着眼点とした。

##### (1) 町民税滞納整理

###### ① 監査の結果

- ア 債権管理システムによる個人別債権及び交渉記録を管理整備しているか
  - ・債権管理システムに入力、滞納整理及び管理事務進めている。
- イ 督促、催促等は適切に行われているか
  - ・法令に基づき事務処理は行われている。
- ウ 財産調査しているか
  - ・実施されている。
- エ 滞納者延滞税課税徴収しているか
  - ・実行されている。
- オ 強制執行手続きは実施しているか
  - ・差し押さえ等強制手続き執行されている。
- カ 消滅時効の管理は適切か

・消滅時効管理は適正に進められている。

② 監査意見

上記各事務の執行は、外部監査人指摘不正兆候や不適切疑念報告に対し管理方法を改善するなど、法令に基づき適正に行なわれ特段の問題は認められない。

(2) 上下水道料金滞納整理

① 監査の結果

ア 債権管理について個人別債権及び交渉記録を管理整備しているか

・滞納管理事務整備順次進められている。

イ 督促、催促等は適切に行われているか

・マニュアルに準じて事務処理は進められている。

ウ 財産調査しているか

・下水公債権は税務課と情報共有しているが、水道事業債権は、私債権であり法的制約によりできていない状況にある。

エ 消滅時効の管理は適切か

・消滅時効完成していない債権整理は、順次行われている。

オ 水道停止開栓手数料徴収しているか

・令和4年度より再開栓手数料徴収されている。

カ 不適切表現と指摘された滞納者分納誓約書訂正されたか

・訂正されている。

キ 消滅時効未完成債権の内不納欠損処理している債権管理は

・整理事務進めている。

② 監査意見

個別外部監査指摘事項に関する改善は進められている。個人交渉記録及び時効等管理事務作業は遅れているが、おおむね適正に事務処理はなされている。

2) 固定資産税

(1) 地籍調査済み土地課税

固定資産税土地地籍調査後の課税事務について監査した。

① 監査の結果

本町はこれまで地籍調査が実施された土地について、町内全域の地籍調査が終了までの間、地籍調査前の地積で課税をおこなっている。現在地籍調査終了課税手続き事務作業件数は約1,000件、令和7年目標に登録手続作業は行われている。

② 監査意見

地籍調査終了後、法務局送付登記簿更新手続き等に時間がかかり、

実際課税には3年程度必要。町内全域の地籍調査終了後課税方針から、補正手続3年期間で課税に変更する見直しは評価できる。

地籍調査通知に際し「測量後の実測値による課税」説明文配布、課税見直し通知クレーム防止対策として検討されたい。

## (2) 償却資産課税

構築物(アパート等)、機械、器具、備品などの減価償却費、減価償却額に対する課税適正に行なわれているか確認を行った。

### ① 監査の結果

事業者数745の内

令和2年655事業者申告 令和3年657事業者申告

広報誌及びホームページによる周知を行っている。

### ② 監査意見

適切に事務処理されている。

## 2) 住宅使用料

### (1) 住宅使用料滞納管理

公営住宅及び改良住宅使用料の滞納額が年々増加している。滞納者の対応に当たり、担当職員は「河合町営住宅管理条例」等関係法令を認識し、適正に滞納管理改善に取り組んでいるか監査を実施した。

#### ① 監査の結果

ア 住宅使用料滞納額(令和5年3月資料)

単位:千円

項目	現年分	過年分	合計
公営住宅	425	36,864	37,289
改良住宅	183	12,827	13,010
合計	608	49,691	50,299

#### イ 消滅時効による不納欠損処理

町営住宅14軒「住宅使用料」消滅時効の援用による理由で、不納欠損処理を行った。5年前に死亡、数年前に退去等理由とする債務者が半数以上であった。

#### ウ 債権管理

債権管理の重要性認識はあるが、債権の縮減や効率的かつ効果的な滞納整理管理は行っているとは言い難い。

- ・債権管理簿は整備されているが、督促及び交渉記録等に未記載等の不備が見られる。
- ・督促、催告、分納契約締結に至っていない等、事務的实施であった。
- ・消滅時効の中断処理、消滅時効管理も不十分であった。

- ・連帯保証人への請求等は事務的实施であつた。
- ・河合町営住宅条例41条2号家賃の滞納、30条、31条高額所得者明け渡し請求など強制手続きは実施されていない。
- ・法的処置を前提とする財産調査は、私債権を理由として実施されていない。

## ② 監査意見

住宅使用料管理が適切に行われているかを中心に監査を実施した。結果、改善及び検討すべき事項が見受けられたので、次のとおり指摘するものである。

### ア 使用料滞納者への今後の取組

河合町営住宅管理条例等法令を十分認識し、適正に取り組まれない。また、滞納が長期に及ぶ者に対しては、時効中断という法的効果の観点から、次のように対処されたい。

- ・分割納付誓約を交わし確実に徴収を行う。
- ・滞納額が減少しない滞納者に対しては、支払督促の申し立て、訴訟の提起、民事調停申し立て等法的処置を講じること。
- ・明け渡し等の処置については、債務の不履行の事実を証明できる記録(証憑)が必要、滞納管理記録整備すること。

### イ 徴収体制の強化

滞納額の縮減や効率的かつ効果的な滞納整理を行うべく、徴収業務を税務課に移管する一元化検討課題である。

一方でこれまで地方税や保険料、使用料など複数滞納している方は、窓口が別々から一本化されることで、失業や病気により収入が減少等の理由で納付できない説明も一か所で済ませられることになる。

最高裁の判決では、自治体は「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長のその行使又は不行使についての裁量はない」と判示しており、地方自治法等の法令に基づいた適切な債権管理が望まれる。

### (市民税の徴収を怠り時効消滅させた場合の市長の責任)

#### 議員による損害賠償訴訟浦和地方裁判所平成12年4月24日判決

被告は、本件補助職員から市民税の滞納状況に関する事情についての報告や説明を求め、その原因を分析し、これに対する解決策を検討し、必要な人員を確保するとともに、職員が市民税の徴収を怠ることがないように指導監督すべき義務を負っていたというべきである。しかるに、被告は、前示の通り、市民税の徴収事務については、これを職員に任せており、滞納者の個別的な状況について、右職員

から報告を受けていなかったというのであり、被告が徴収事務担当の職員から市民税の滞納状況等について特別に事情説明を求めたり、滞納者に関する情報について報告を受けたり、右情報が被告に伝達されるような体制を確立するなどして、市民税の徴収を怠らないように本件補助職員に対し適正な指導監督を行っていたと認めることができないから、被告が本件補助職員による本件各市民税の徴収の懈怠を阻止し得なかつたことは、重大な過失があつたと認めるのが相当である。市長には裁判費用負担及び罰金が言い渡された。

町民税、住宅及び上下水道使用料等滞納債権に対する法的責任については、本判例を参考としていただきたい。

## 2. 歳出

### 1) 人件費

#### (1) 監査の結果

令和4年度一般会計決算における人件費の占める割合は21.6%である。また、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の占める割合は48.8%となり、歳出のおおむね半分を占めている。

人件費を構成する議員・特別職・委員等報酬を除いた、職員、任用職員及び会計年度職員人件費について検証する。

ア 人件費推移(含む議員・特別職・委員報酬) 単位百万円

会計年度		令和1年	令和2年	令和3年	令和4年
性質別	決算額	1,461	1,550	1,542	1,592
	構成比%	19.8	18.0	20.9	21.6
一般財源 人件費		1,375	1,438	1,440	1,474
本町 人口推移 人		17,776	17,631	17,427	17,259

イ 人件費比率令和4年21.6%、全国市町村平均16.7%  
非常に高い人件費比率である。

ウ 定員計画は令和4年改正されている

財政の状況、定年延長を考慮した定員計画とは認められない。

エ 一般職、会計年度職員数(除く特別職・議員報酬46)金額:百万円

項目	正職員	再任用	一般職 合計	会計 年度	合計
令和2年度職員数	159	11	170	100	270
令和3年度職員数	154	13	167	111	278
令和4年度職員数	157	15	172	114	286
令和4年度人件費	1,174	63	1,237	248	1,485

オ 令和5年度人事院勧告による民間給与との格差調整するための

棒給平均 1.1%引き上げ及び期末及び勤勉手当引上げの本町影響は避けられない。(年間約前年度より 30 百万円上振れ)

カ 残業

金額:百万円

項 目	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
時間外勤務手当	20	35	34

残業削減対策は不十分である。

キ 総務部における定員及び人件費管理

予算立案時人員及び人件費調整ヒアリング実施しているが、年度内管理は対予算額進捗管理であるため、人員や業務内容精査、人件費増加抑制対策はされていない。

ク 会計年度職員

長期契約、期間契約や時間雇用契約、国・県補助金活用による臨時職員等多種による雇用契約職員である。会計年度職員は、教育委員会総務課(給食等)、福祉部子育て支援課職員が過半数以上を占めている。

全国の多くの地方自治体が会計年度職員を増やすことにより、正規職員数を抑えるような行政運営を行っている。本町も職員の定員数は守られているが、会計年度職員の数が増加する傾向にあり、行政運営における会計年度職員の役割がより大きなものになっている。

近隣町より総職員数が多いのは、行政サービス充実を目的とする学校給食調理員やかがやきの森こども園本町直営運営を進めている結果であり、これをもって職員数が多いとは言い切れない。

しかし、人件費比率上振れは、近い将来財政の硬直化をもたらす。その対策として、単なる人件費削減という支出抑制策であれば、住民サービスの低下につながる恐れもある。

(2) 監査意見

町の事務を処理するに当たっては、住民サービス及び福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない。これらは、単に経費を切り詰めるだけではなく、積極的に各種事業の事業効果について検討、評価を行うとともに、それに基づいた事業の見直しに努めなければならない。

ア 職員数計算基準

正職員 100 とすれば任用職員人数 × 70%、会計年度職員総人件費額 ÷ 正職員平均年俸(退職金・福利厚生含む) = 会計年度職員数

職員適正定員数管理は、上記計算式により計算された職員数と

する管理指標検討されたい。

イ 組織及び役職の見直し

コンパクトな街づくりを基本とした組織に変更  
部及び課統廃合による組織のスリム化、役職の見直しによる業  
務効率化。即人件費削減に結び付かないが、数年後削減効果が  
表れると考える。

ウ 公共施設集約

全国自治体の7割が公共施設集約保有面積を減らしている。  
公共施設削減・休止・廃止は、維持管理費用、担当人件費及  
び残業削減につながる。統廃合は住民の反発も強いが、丁寧  
な対話で利便性や施設配置がどう変わるかを示し、町民意見  
を否定しない「縮充」検討されたい。

エ 部門担当業務の見直し

図書館夜間開館廃止、出張所及び出先人員削減、コロナ政策  
解除後再開各種イベント及び部門事務事業見直し、無理無駄  
が無いかな等、事業や業務について人件費削減に結び付く精査  
は必要である。

職員一人一人はまじめに業務を実施している印象だが、それゆえ  
に、前例に倣って業務を遂行する意識が先行し、改善の意識につい  
ては物足りない。廃止する業務、業務の優先順位等を取り決める必  
要があると考え。

これまで以上に、これらの改善の必要性及び意識づけを職員に浸  
透させ、さらに組織効率性、業務改善などを促進し、増加続ける人  
件費削減見直しをおこなわれたい。

2) 委託料、補助金及び負担金

令和4年度実績業務委託料及び負担金、交付された補助金等から次の  
ものを抽出し監査を実施した。

(抽出基準)

- ・総額が90万円以上の補助金及び負担金
- ・複数の課が契約している委託業務
- ・委託料を支払っている外郭団体にかかる補助金
- ・質的に重要と考えた少額の補助金等
- ・その他、監査人が必要と認めた委託料、補助金及び負担金

令和4年度期決算	千円
歳出合計	7, 379, 706
内委託料(12)	890, 231 対歳出12.6%

内負担金・補助金・交付金 1,083,143 同上 14.7%  
令和4年決算資料から(単位:千円)

20課(室)委託料、補助金、負担金、施設管理検査(必要と考える歳出除く)

部	課	委託料	補助金	負担金	管理検査	合計
福祉	住民福祉	2,857	28	396	0	3,281
	福祉政策	883	5,727	545	0	7,155
	子育て支援	2,152	190	184	144	2,670
	豆山の郷	18,338	25,901	104	880	45,223
教育委員会	総務	11,775	1,018	728	0	13,521
	生涯学習	17,836	4,233	214	1,131	23,414
企画	安心安全推進	0	1,168	463	0	1,631
	政策調整	3,570	1,229	1,477	0	6,276
	広報広聴	410	76	20	0	506
環境	環境対策	1,916	541	0	0	2,457
	環境整備	0	0	0	0	0
F M 推進室		484	0	0	0	484
まちづくり推進	まちづくり推進	0	0	283	0	283
	地域活性	4,422	2,818	422	0	7,662
	住宅	2,588	0	0	71	2,659
	上下水道	0	0	0	0	0
総務	総務	3,902	0	671	0	4,573
	財政	2,846	0	0	0	2,846
	税務	0	0	652	0	652
	管財	20,133	0	315	0	20,448
合計		94,112	42,929	6,474	2,226	145,741

(1) 委託料

業務委託を行う場合には、相手方の選定、契約手続きに係る法規性、透明性等が確保されることが必要である。

本監査は、「法規性」「有効性」「経済性及び効率性」の3項目の監査を実施した。

①監査の結果

ア 随意契約は締結条件を満たしているか

- ・更新契約の過半数以上見積合わせ。
- ・エレベーター、自動ドア等は、部課間集約を図り委託料削減成果を上げている。

- ・清掃・環境調査業務及び機器保守点検等についても同様の成果をあげている。

イ 委託仕様書は整備されているか

- ・委託契約の多くでは、委託仕様書整備されている。

ウ 指名及び委託業者は定期的に見直されているか

- ・見直し作業は行っている。しかし、一部委託事業では入札参加事業者が2社以内の場合もある。見直しは継続されている。

エ 業務委託契約事業の知識を持っているか。また、実地作業検査立ち合いを行っているか

- ・知識の習得、専門職化はできていない。今後の検討課題である。

## ② 監査意見

「河合町の財政改革に関する提言」に基き一部改善はみられるが、次の契約業務の係る類似する委託契約については、部課またがる集約化による契約料の見直しを引き続き行われたい。

- ・消防設備、浄化槽・污水管清掃、文化会館委託業務、特定機器保守業務及び建築基準法第12条に基づく建築設備検査（建設及び設計事務所外1級-2級建築士検査委託可能）

## (2) 補助金

総務省が定める地方自治法第232条の2「補助金等適正法」が適用される要件は、「公益上必要がある場合」のみと定めている。補助金適正法は地方公共団体には適用されないものの、各地方団体において任意で、補助金適正化法と同様の趣旨の条件規制を制定している。

補助金は、地域活性化や産業振興などの行政課題を解決する有効手段として行政の補完的意味から重要な役割を果たし、一定の効果をあげている。

補助金は公益な活動の活性化や施策展開する上で非常に有効な施策だが、全体的な視点がなければ不公平なものとなり、結果として効率的、効果的でなくなる。ついては、公益性、必要性、公平性、有効性を監査する。

### ① 監査の結果

ア 補助金の公平性や透明性を高めるため、補助対象経費を明確にしているか

- ・本町条例「団体に対する補助金等に係る予算の執行適正化に関する規則」には補助対象経費規定されていない。

イ 法令等により設置されている公共団体及び本町が公益上その活

動が必要であると認める団体補助金は、補助対象経費とされる。

- ・社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工会、スポーツ協会、老人クラブ連合会はその対象団体である。

ウ 上記団体監査

単位：千円

社会福祉協議会(社会教育法第207条)

町補助金 25,288 介護保険特会 41,972

上記他寄付(共同募金、寄付金)

社会福祉増進に寄与する団体として使用料の減免、賃料及び光熱費は町全額負担

令和4年度期決算 事業活動収支差額 +1,951

補助金減額及び減免廃止すると事業活動に支障が生じる。

シルバー人材センター(職業安定局総務課所管事業)

町補助金5,600(前年度5,600) 国補助金5,914

国の予算によって国庫補助金変更されるが、原則国の補助金は地方公共団体の額と同額となっている。

事業収入総額 73,838(前年度73,210)

正味財産15,232 補助金減額は運用に問題が生じる。

商工会(通商産業省令第44号商工会及び商工会議所法)

町補助金2,660 県連、県補助金11,066

知事承認小規模企業施策の実施機関 会員数162名

本町小企業事業者に対する金融斡旋、社会保険事務代行、経営相談、事業支援他本町砂かけ祭り、馬見丘陵行事支援等本町活性化に貢献している。

スポーツ協会

町補助金 1,174

18スポーツ団体加盟 補助金の一部は18団体に運営補助金として支給、残りは協会主催競技に充当している。

老人クラブ連合会

町補助金 990

(予算1,799 一部事業中止809返還)

老人クラブ等の活動の円滑化を図り、高齢者の福祉増進目的連合会及び本町14支部は、健康及び文化的活動事業を行っている。

エ その他補助金

- ・交付申請書の事業計画や決算書等について、行政による監査、決算書や報告書提出受ける程度の事務的取扱いで、提

出書類精査等は行われていない。

- ・補助金の成果について、PDCA サイクルによる検証、継続となる補助金のその目的(成果指標)と目標達成度合いについて、定量的な検証も十分とはいえない。

## ② 監査意見

地方公共団体の財源は住民の税金等であり、補助金支出については「公益上必要がある場合」とする国が定める要件を果たさなければならぬと考える。

地方公共団体の多くは、補助金規程の他、事業別や団体別等詳細な補助金条例・規則を定め、人件費、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は、補助対象外経費と定めている。

例 研修会旅行・・・バス代は交通費

弁当代、宿泊代は補助対象外

観光目的旅行、新年会・忘年会・・・補助対象外

本町では昭和61年11月1日施行「団体に対する補助金等に係る予算の執行適正化に関する規則」で補助金に関係する規程を設けているが、補助対象経費を明確に規定していない。規則の見直し及び全ての補助金の必要性、経済性及び合規性について見直しを行いたい。

監査人は、各部課(室)で実施する補助金に係る事業評価や決算書審査等が適正に行なわれているかどうか、定期的に監査を実施し、補助金の透明性を確保する。

## (3) 負担金

負担金は地方自治法において、地方団体が公益上必要と決める場合に限り、団体等に支出すると規定されている。しかしながら、反対給付もなく支出された負担金の長期化、既得権化や団体への過度の依存で、費用と効果で問題とされる場所である。

### (主な負担根拠の整備)

- ・国及び県に対し支出するもの
- ・一部事務組合に対して支出するもの
- ・他市町村と連携して負担するもの
- ・業界団体、協議会、連合会、協会会費として負担するもの
- ・法令、県の条例等で支出が義務づけられ、自主的な決定ができないもの

## ① 監査の結果

ア 負担金支出は100件を超えている。

イ 負担団体、協議会、研究会等は今後増加する懸念がある。

ウ ヒアリングでは削減、負担金の縮減検討回答なかった。

② 監査意見

負担金の効果や必要性を検証し、全ての負担金見直し検討されたい。

3) 上下水道課・・・下水道事業収支改善

平成27年使用料見直し以後実質的赤字経営となっている。使用料の見直しに等について説明を求めた。

(1) 監査の結果

平成26年度繰出し金は104百万円に対し、令和4年度決算では262百万円に上振れ、財政負担を重くしている。

担当者からは、令和7年水道事業県域一体化に合わせて、料金改定予定しているとの回答であった。

(2) 監査意見

水道事業県域一体化による水道料金値下げについては、確約されるものではなく、財政厳しい状況や財政健全化を考慮すれば、令和6年度事業年度から使用料値上げを実施し、繰出し金削減を図る必要がある。

3. その他

1) 水道事業・・・西大和配水池除去に伴う無償貸与土地原状回復

水道事業広域化による西大和配水池タンク解体に伴う、本町所有地原状回復に関する監査を実施した。

(1) 監査の結果

公益施設西大和配水池タンク撤去後の本町土地(普通財産)は、水道事業公共施設建設用地として約45年前無償貸し付けとしている。今回タンク撤去後当該用地については、地盤補強目的で埋設されている杭約600本残され、本町売却要件は不利となっている。

(2) 監査意見

使用期間満了した時は、埋設されている杭撤去し、原状回復の上、当該土地の引き渡しをさせなければならない。本件検討されたい。

2) 総務部

(1) 財政課・・・事業計画、財務及び資金管理

財政健全化の下、財源不足はあきらめざるを得ない。財政健全化はそれ自体が目的ではなく、より優先順位が高い政策を実現するための手法であり、これまで以上の徹底した行政改革、新たな財源確保の手立てを講じないと、必要とする投資やサービスできない状況に至

る。

公債費償還先送り、起債発行削減、多くの事業縮減の結果、令和3年から令和4年度財政数値は改善されている。しかし、令和6年以降は、令和3年から4年にかけて実施された行政施策の影響を受け、実質公債比率18%超え、将来負担比率が上昇する厳しい財政状況が予測される。

#### ① 監査の結果

##### ア 金融機関起債発行時の事務作業

- ・政府系金融機関利用は事業により振り分けられる  
上記以外は入札
- ・平成31年起債総合福祉会館総合整備事業・・・金利差  
起債 NO. 30105 725,500,000 10年 利率 1.51%  
起債 NO. 30113 497,800,000 9年 利率 0.65%  
同年 他の事業起債 10年 利率 0.28%  
南都銀行に対し担当課長再交渉されたが不調となる。

##### イ 財政調整基金運用計画は

- ・6年以降の施策及び償還先送り公債費償還に充当予定している。調整金一部繰上げ返済に充当すると、数年以内資金不足となる懸念がある。

##### ウ 減債基金その必要性は

- ・事業によって起債時に取り決められた利率基金引き当てとする取り決めがある。

##### エ 行政改革及び財政健全化計画見直し

- ・町長の施策及び方針決定後着手する予定である。

#### ② 監査意見

財政調整基金残高4千万円であった4年前の苦しい経験を糧に、財政再建続ける決意は感じられた。しかし、これらの厳しい財政事情を、トップから実務者迄職員全員浸透、共有化させる努力は必要である。

また、取り決めた財政健全化施策は、この間の進捗状況を踏まえ、見直しも含めて検討し、早急に実行されたい。

#### (2) 管財課・・・契約、管理土地有効活用

##### ① 監査の結果

##### ア 入札、随意契約事業毎集約見直しによるコスト低減

- ・仕様書整備、随意契約から入札に切替などによる歳出削減効果は表れている。

#### イ 町有地土地活用及び閉鎖施設跡地売却

- ・前例にとらわれない方針を打ち出す必要がある。  
売却価格は売却予定価格ではなく、入札者購入希望価格とする  
思い切った売却方針検討必要。
- ・保有地管理に無駄な管理費負担が発生している。

#### ②監査意見

随意契約全て「見積合わせ」、地元主義にかかわらないコスト重視  
徹底が求められる。

土地有効活用(売却)は、買ってもらえる条件(価格)を打ち出さないと  
永久に処分できないと考える。 検討されたい。

### 3) 財政健全化計画及び人材育成教育

#### (1) 財政健全化計画の実施状況確認

令和3年「河合町の行財政改革に関する提言」、複数回立案されて  
いる財政健全化計画の実効性について進捗状況の説明を求めた。

#### ① 監査の結果

提言17項目について、部長会で論議及び検討されNo8. 給与の  
削減停止、No.16 契約業務の集約化他数項目実行され、一定の効果  
が得られている。しかし、新町長就任後は本件審議する部長会休会  
の状況で、町長の行政施策方針指示待ちの状態である。

#### ② 監査意見

町長の行政財政方針を早急に提示することが求められる。

#### (2) 人材育成教育の確認

令和4年4月立案「河合町人材育成基本方針」について、その必  
要性について意見を求めた。

#### ① 監査の結果

令和3年1月立案人材育成基本計画提言については、検討会議出  
席者及び担当部署除く職員との情報共有化は感じなかった。しか  
し、人材育成の重要性認識は面談者全員一致していた。

#### ② 監査意見

起案人材育成基本方針を推進するには、人もの金と時間が必要と  
考える。早急に着手しなければならない案件ですが、まずはできる  
ことからとして、各部課長による「仕事の経験や問題点を語る会」  
(仮称)月2回程度開催されること提案する。外の風(外部講習)は、  
庁内研修結果により、次のテーマとして検討されたい。

### 4) その他監査委員からの意見

#### (1) 町民情報共有化とその活用

町民の意見を纏めて企画部に報告しているが、そのフォローアップ報告受けていないとの意見があつた。

フォローアップ及びその結果報告仕組み見直しをお願いする。

(2) ボランティア活動拡充

簡単な塗装修理ボランティアチーム等のボランティア活用検討をお願いする。

## 総括意見

人口減少、高齢化やインフラ及び公共施設の老朽化などで、本町財政を取り巻く環境は厳しさを増している。税収は歳入の3割程度、地方交付税や国・県支出金などへの財政依存度が大きく、国の匙加減で立ち行かなくなる可能性は否定できない。

本町の行財政改革は、人口減少下においても持続可能な、5年後、10年後どのような町に創りだすのか、財源を含めその道筋の具体化に取り組む必要がある。

令和5年度定期監査では、歳入における地方税、上下水道及び住宅使用料の滞納債権管理及び徴収等の効率性、納税者間の公平性監査、歳出における人件費、委託料、補助金、負担金等経済性及び合規性監査をおこなった。

それぞれ事務事業が適正に執行されているかの確認をするとともに、改善すべき事項について意見を述べた。

引き続き、関連法令を遵守し適正、適切な業務の遂行に努められたい。